

お客様各位

平成24年12月1日

慌ただしい年の暮れになりました。皆様方にはお元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

私は先週にインフルエンザの予防接種をして、この冬に備えてきました。寒さ厳しき折から、お体には気をつけください。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務
2. 最新税務の動向
3. 人事労務～改正労働契約法の「雇止め」について

## 1. 今月の税務

今月は年末調整があつて、大変忙しい月です。年末調整事務では、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（配偶者特別控除申告書と兼用用紙）などを従業員から提出してもらい、最終の給料か賞与で源泉徴収額の精算を行います。各種の所得控除を受けるには、保険料払込や住宅ローン残高などの証明書類の添付が必要です。あわせて従業員に提出を促しましょう

今年の改正点は、平成24年1月1日以降に締結した保険契約については生命保険料控除が生命保険、個人年金及び介護保険の3区分に変更され、控除額が最大12万円となることです。

また、今回の年末調整の結果に基づく給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）などの支払調書を来年1月に作成することを考えて、早めに提出の要否や記載要領の確認などを済ませおけば年明けの業務も効率化できそうです。

## 2. 最新税務の動向

法人の貸倒損失について、適用要件が明確化され、今後は損失処理が行いやすくなります。

国税庁が11月に従来は不明確であった下記の貸倒損失の適用要件を明確化したもので、前年の税制改正で貸倒引当金が大幅に縮減される中で、貸倒損失を柔軟に認めていく方針を示しています。相手先の財産状態及び支払能力から全額が回収できないという“事実上の貸倒れ”の取扱が重要です。

「担保物がある場合」 従来は不動産に抵当権を付けていれば下位順位であるため全く回収が見込めない場合でも抵当権を抹消しなければ認められなかったものが、今後は担保物の評価額からして回収が見込めないことを明らかにすれば貸倒損失処理が認められるようになりました。

「保証人がいる場合」 従来は債権の返済保証人がいれば保証人に返済能力がないことを証明しなければならなかったものが、保証人が生活保護と同程度の収入しかないのであれば保証人に債務の履行を求めなくても貸倒損失処理が認められるようになりました。

これ以外に、売掛債権だけを対象とした1年以上取引のない債権を処理する“形式上の貸倒れ”について、従来は1回りの取引では貸倒処理が難しかったものが、「通信販売により生じた売掛債権の貸倒れ」ではたとえ1回目の取引で引っ掛かっても当初は継続反復する意思があったものとして貸倒損失処理が認められるようになりました。これは最近のネット販売などで適用できそうです。

### 3. 人事労務～改正労働契約法の「雇止め」について

労働契約法が改正され、有期契約を解消する「雇止め」の制限対象が明文化されました。有期契約が5年経過すると労働者側から無期契約への転換申し込みが認められることになるため、企業側は「雇止め」の要件を十分に確認しておく必要があります。

「雇止め」が下記の「実質無期契約型」と「期待保護型」の二つに当てはまると、「雇止め」が直ちに無効となるわけではないですが、無期契約社員における解雇要件が適用され、正当な理由がない限り有期契約が更新されることとなります。

「実質無期契約型」とは有期契約の更新が通常は行われており実質的に無期契約と同一視できるものを指し、「期待保護型」とは有期契約が更新される期待を労働者に抱かせるものを言います。

対策として、①業務の客観的内容が臨時的なものであること、②当事者の主観的態様として更新期待を生じさせる言動がないこと、③更新手続きが長期に渡って反復継続されていないことや、希望に反して更新を拒否したことがあるようにすることが必要です。

この機会に、有期労働契約を見直すことをお勧めします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

#### 坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>